

訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業実施要綱

25 福保高介第354号
平成25年6月19日
改正31 福保高在 第519号
令和元年7月15日
最終改正5 福祉高在 第873号
令和6年3月7日

第1 目的

この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業所（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院、診療所及び薬局を除く。以下「訪問看護ステーション」という。）の設置者が実施する認定看護師資格取得及び特定行為研修の受講を支援する取組に対し、東京都（以下「都」という。）が必要な経費を補助することで、在宅療養生活における専門的な看護の実践による看護職員の資質向上及び労働意欲の向上を図り、定着の促進、都内訪問看護ステーション全体の質の向上につなげる。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 認定看護師とは、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）が日本看護協会認定看護師制度規程（以下「規程」という。）により認定した認定看護師の資格を有する者をいう。
- 2 認定看護師教育課程とは、日本看護協会が規程第20条に基づき認定した認定看護師教育機関における認定看護分野ごとの教育課程をいう。
- 3 認定看護師認定審査とは、日本看護協会が規程第29条に基づき実施する試験をいう。
- 4 特定行為研修とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項の5に規定する指定研修機関における看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。

第3 実施主体

この事業の実施主体は、訪問看護ステーションを都の区域内に設置している者とする。

第4 補助対象事業

都は、第1の目的を達成するために、次に掲げる内容の事業を実施する。

- 1 第3に規定する訪問看護ステーションの設置者が、雇用している看護職員に認定看護師資格取得のため、認定看護師教育課程を受講させ、認定看護師認定審査を受験させるために負担した経費及び当該課程を受講させることにより負担した給与

費等に対して行うものとする。

- 2 第3に規定する訪問看護ステーションの設置者が、雇用している看護職員に特定行為研修を受講させ、受講させるために負担した経費及び当該研修を受講させることにより負担した給与費等に対して行うものとする。

第5 補助事業者の決定

補助事業者は公募するものとし、書類の審査等により補助事業者を選定する。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

附 則（31福保高在第519号）

この要綱は、令和元年7月15日から施行する。

附 則（5福祉高在第873号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。